

40年ぶりの労働基準法見直し

～これからの働き方はどう変わるのか～ 労基法改正で見えてくる 中小企業が備えておきたいポイント

2月24日(火)
14:00～16:00

コロナ禍によって働き方はますます多様化する中で、戦後に成立した労働基準法は比較的小規模な改正は断続的に行われてきましたが基本的な姿は今日に至るまで変わっていませんでした。今回の改正は現在の働き方により合致したものを目指していると言えます。ただし、現時点ではまだ法改正の内容や施行時期が確定していませんが、企業として予めその概要を知ることが社内準備を整えるためにも必要であり、今回はその対応方法も踏まえてわかりやすく解説いたします。また、最近注目を集めているカスタマーハラスメントの防止策についても取り上げます。ご参加お待ちしております。

◆会場 ちより街テラス3階
(高知市知寄町2-1-37)

◆受講料 無料 ◆定員 30名 (先着申込順)

主 催:公益社団法人高知法人会
(お問合せ先) 高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル2階
TEL088-884-4480(平日9:00～17:00)

【申込方法】

FAXまたは当会HPよりお申込みください。HPIは「高知法人会」で検索するか、右の二次元コードよりお進みください。先着順で、定員オーバーの場合のみご連絡いたします。(聴講券は発行いたしません)



高知法人会HP

-主な講座内容-

1. 最近時の労働法改正点の振り返り
2. 今回の労働基準法改正の背景と主旨
3. 具体的な労働基準法の各改正点
 - ①連続勤務の上限規制
 - ②法定休日の明確化
 - ③勤務間インターバル制度の義務化
 - ④副業・兼業時の割増賃金算定ルールの見直し 等
4. 法改正に伴い必要な社内での対応内容
5. カスタマーハラスメント防止法成立について
6. カスタマーハラスメントの内容、原因、種類等
7. カスタマーハラスメント防止のためのポイント

※検討状況に応じて内容が変更・更新される場合がございます

〈講師プロフィール〉

くらなか かずひろ

蔵中 一浩 氏

・横浜リンケージ社労士事務所 代表
・特定社会保険労務士



管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

(公社)高知法人会 事務局 行 (2月17日までにお申し込みください)

FAX : 088-884-7355

申込日 : 2026年 月 日

労基法改正で見えてくる中小企業が備えておきたいポイント 受講申込書

法 人 名			
電 話 番 号		☐ 会員 ☐ 非会員	いずれかに✓をご記入ください
氏 名			